

診療報酬算定状況及び施設基準届出一覧

会津医療センター 令和3年10月1日現在

◆届出不要

区分	コード	名称	点数	算定開始	主な算定要件	変更・辞退理由
初・再診	1 A003	オンライン診療料	71点/月	R2.6.1	慢性疾患等の定期受診患者等に限る 診療計画を必要とする 特定疾患療養管理料等の初算定月から3月以上経過し、直近3月に対面診療を受けている 連続する3月は算定不可	
入院加算	2 A100	一般病棟入院基本料 (急性期一般入院基本料1)	1,650点/日	H25.5.12 (H30.10.1)	看護職員が入院患者7人に1人以上 看護職員の最小必要数の7割以上が看護師 入院患者の平均在院日数が18日以内 看護必要度(I)の基準を満たす患者3割以上を入院させる病棟	
	3 A102	結核病棟入院料 (7対1入院基本料)(一般病棟と一つの看護単位)	1,654点/日	H25.5.12 (H30.10.1)	看護職員が入院患者7人に1人以上 看護職員の最小必要数の7割以上が看護師 看護必要度 I の基準を満たす患者1割1分以上を入院させる病棟	
	4 A204-2 ◆	臨床研修病院入院診療加算(基幹型)	40点/初日	H25.5.12	研修医2.5人に指導医1以上、研修管理委員会設置	
	5 A205	救急医療管理加算	950点/日 350点/日	H25.5.12	二次救急医療施設の診療機能、専用病床確保	
	6 A207	診療録管理体制加算2	30点/初日	H25.5.12	専任の診療記録管理者、疾病統計・退院時要約作成等	
	7 A207-2	医師事務作業補助体制加算1(20対1)	758点/初日	H28.7.1	医師の事務作業を補助する十分な体制の整備(8割) 勤務医の負担軽減及び処遇の改善委員会(年2回開催、計画書作成・職員へ周知)	
	A207-3	25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割未満)	220点/日	H31.2.1	年間の緊急入院患者数が200名以上 急性期医療を担う病院であること 看護必要度 I の基準を満たす患者7分以上 院内研修(基礎知識を習得できる内容を含む)年1回以上受講 業務内容及び業務範囲を1年に1回以上見直し 看護補助者が入院患者25人に1人以上 勤務医及び看護職員の負担軽減及び処遇改善委員会設置	R3.10.1(5割以上に変更)
	8 A207-3	25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割以上)	240点/日	R3.10.1	年間の緊急入院患者数が200名以上 急性期医療を担う病院であること 看護必要度 I の基準を満たす患者7分以上 院内研修(基礎知識を習得できる内容を含む)年1回以上受講 業務内容及び業務範囲を1年に1回以上見直し 看護補助者が入院患者25人に1人以上 勤務医及び看護職員の負担軽減及び処遇改善委員会設置 看護補助者の最小必要数の5割以上が看護補助者として勤務している	
	9 A219	療養環境加算	25点/日	H30.12.1	1人当たり面積8㎡以上の病室(特別室を除く)	
	10 A221	重症者等療養環境特別加算	300点/日	H25.5.12	常時監視設備、酸素吸入設備整備、特別室以外 4室(323、423、473、523)	
	11 A224	無菌治療室管理加算1	3,000点/日	H28.2.1	空気清浄度 ISOクラス6以上 2室2床(478、480)	
	12 A224	無菌治療室管理加算2	2,000点/日	H25.5.12		3
	13 A230-4	精神科リエゾンチーム加算	300点/週	H28.6.1	精神科医師、専任看護師、精神保健福祉士、公認心理師等からなるチーム設置	
	14 A233-2	栄養サポートチーム加算	200点/週	H25.5.12	栄養管理に係るチーム(所定の研修を修了した常勤医師、常勤看護師、常勤薬剤師、常勤管理栄養士で構成。いずれも専任(15人以下のため))を設置	
	15 A234	医療安全対策加算1	85点/初日	H25.5.12	専任医療安全管理者(研修受講要)、安全管理部門設置	
	16 A234	医療安全地域連携加算1	50点/初日	H30.6.1	医療安全対策加算を算定する医療機関が連携し、医療安全対策に関する評価を行っている。 (竹田総合病院、県立宮下病院)	
	17 A234-2	感染防止対策加算1	390点/回	H25.5.12	院内に感染制御チームを設置し、院内感染防止を行う。感染防止対策加算2の医療機関(会津中央病院、竹田総合病院)と連携し年に4回以上合同のカンファレンスを行う。	
	18 A234-2	感染防止対策地域連携加算	100点/回	H25.5.12	感染防止対策加算1を算定する複数の医療機関が連携し互いに評価する(坂下厚生病院、南会津病院、宮下病院)	
	19 A234-2	抗菌薬適正使用支援加算	100点/回	H30.4.1	抗菌薬使用適正支援チーム設置、他の医療機関との連携	
	20 A234-3	患者サポート体制充実加算	70点/初日	H25.5.12	患者からの相談体制の確保	
	A240	総合評価加算	100点/回	H27.5.1	高齢者の総合的な機能評価に係る研修を受けた医師が1名以上	R2.4.1廃止(A246注8へ移行)
	21 A242	呼吸ケアチーム加算	150点/週	H25.5.12	呼吸ケアチーム(人工呼吸器管理経験の専任医師、専任看護師(呼吸ケア従事経験5年以上、適切な研修修了)、専任臨床工学技士(呼吸器保守経験3年以上)、専任理学療法士(呼吸器リハ経験5年以上)で構成)を設置	
	22 A243	後発医薬品使用体制加算1	47点	H30.4.1	後発医薬品割合85%以上	
	23 A245	データ提出加算2	150点/回	H26.4.1	DPDデータ提出につき算定	
	24 A246	入退院支援加算1	600点・1,200点/回	H30.7.1	退院困難な患者であって、在宅での療養を希望する者に対して入退院支援を行った場合	
	25 A246注7	入院時支援加算1・2	230点・200点/回	H30.7.1	自宅等からの予定入院患者に対して、外来で7項目の評価を行った場合	
	26 A246注8	総合機能評価加算	50点/回	R2.7.1	介護保険サービス給付対象者の総合的な評価を行い、その結果を踏まえて支援を行った場合	A240廃止による
	27 A247	認知症ケア加算1イ	160点	R2.3.1	認知症ケアチーム(常勤専任医師、常勤専任看護師、常勤専任社会福祉士または精神保健福祉士)、週1カンファレンス	
	A247	認知症ケア加算1ロ	30点	R2.3.1		
28 A247-2	せん妄ハイリスク患者ケア加算	100点/回	R2.5.1	せん妄ハイリスク因子の確認、ハイリスク患者のせん妄対策の実施		
29 -	入院時食事療養(I)	640円/食	H25.5.12	栄養士責任体制、適時適温		
特定入院	30 A310	緩和ケア病棟入院料2	4,970点・4,501点・3,398点/日	R2.4.1	緩和ケア病棟内に緩和ケアを担当する常勤医師が1名以上 看護師の数が常時当該病棟の入院患者7人に1人以上、夜勤看護師2人以上	緩和ケア診療加算、外来緩和ケア管理料、在宅がん医療総合診療料の届出なしのため要件を満たせず1から2へ変更
医学管理等	31 B001「12」	心臓ペースメーカー指導管理料	260点・480点/月	R2.5.1	5年以上経験を有する常勤医、別途施設基準の届出(K597、K597-2等)	
	32 B001「12」	遠隔モニタリング加算	上記点数×指導月数	R2.5.1	遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合	
	33 B001「14」	高度難聴指導管理料	500点・420点/回	H25.5.12	5年以上経験を有する常勤医	
	34 B001「20」	糖尿病合併症管理料	170点/月	H25.5.12	糖尿病足病変の診療経験5年以上の専任の常勤医師が1名以上 糖尿病足病変の看護経験5年以上の専任の常勤看護師(適切な研修を修了)が1名以上	
	35 B001「22」	がん性疼痛緩和指導管理料	200点/月	H25.5.12	緩和ケアの経験を有する(緩和ケア研修修了)医師を配置	
	36 B001「23」	がん患者指導管理料イ	500点/回	H25.5.12	緩和ケアの研修を終了した医師及び専任の看護師がそれぞれ1名以上配置され、両者が同席して診断結果等の説明を行った場合、1患者につき1回算定…500点	
	37 B001「23」	がん患者指導管理料ロ	200点/回	H26.6.1	医師または看護師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合…200点	
	38 B001「27」	糖尿病透析予防指導管理料	350点/月	H25.5.12	糖尿病の患者で透析予防の必要性のある患者に対し、医師、看護師、管理栄養士等が指導を行った場合	
	39 B001「28」	小児運動器疾患指導管理料	250点/回	R2.5.1	常勤医師1人以上、入院中の患者以外の運動器疾患を有する12歳未満に対し計画的な医学管理を継続して行い指導を行った場合に6月に1回限り算定	
	40 B001-2-6 ◆	夜間休日救急搬送医学管理料	600点/初日	H25.5.12	休日または深夜に救急車で搬送され、必要な医学管理を行った場合	
	41 B001-2-7 ◆	外来リハビリテーション診療料	73点/110点	H25.5.12	状態の安定した患者に対し、再診料を算定せずリハビリテーションを提供できる	
	42 B001-3-2	ニコチン依存症管理料1	230点・184点・180点/回	H29.5.1	経験医師1以上、専任看護職1以上、機器、敷地内禁煙	
	B001-3-2	ニコチン依存症管理料2	800点/一連につき	R2.4.1	経験医師1以上、専任看護職1以上、機器、敷地内禁煙	
	42 B001-9	療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算	50点	H30.5.1	患者と事業者が共同で作成した勤務情報を踏まえて療養指導を行うとともに、事業場の産業医等に対して就労と治療の両立に必要な情報を提供した場合につき1回算定、1回目を算定した患者について療養指導を行った場合、2回目以降、初回算定月から起算して3月を限度とし月1回算定できる。	
43 B011-4	医療機器安全管理料1	100点/月	H25.5.12	常勤臨床工学技士1以上、医療機器安全管理者配置		
44 B008	薬剤管理指導料(入院)	380点・325点/週	H25.5.12	常勤薬剤師1以上、医薬品情報管理室設置		
在宅	45 C005	在宅患者訪問看護・指導料	1,285点/日	H27.12.1	緩和ケア又は褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師	
	46 C005-1-2	同一建物居住者訪問看護・指導料	1,285点/日	H27.12.1	緩和ケア又は褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師	
	47 C152-2	持続血糖測定器加算2	1,320点・2,640点・3,300点	H26.4.1	5年以上経験を有する常勤医、2年以上経験を有する常勤看護師	「間歇注入シリンジポンプと運動しない持続血糖測定器を用いる場合」で届出
検査	48 D206	心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算		H25.5.12		
	49 D006-2	造血管腫瘍遺伝子検査	2,100点/回(月1回まで)	H25.5.12	検体検査管理加算(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)の施設基準を満たしている。	
	50 D006-4	遺伝学的検査	1人につき8,000点/回	H31.4.1	処理が極めて複雑なもの	
	51 D006-13	骨髓微小残存病変測定	3,500点・2,100点	R3.2.1	急性リンパ性白血病の診断補助又は経過観察を目的に行った場合	
	52 D026注4	検体検査管理加算(Ⅱ)	100点/月	H27.8.1	臨床検査を担当する常勤医師1名以上、緊急検査体制、精度管理、適正化委員会設置	
	53 D206注5	血管内視鏡検査加算	400点/回	H25.5.12	心臓血管外科標榜及び5年以上経験を有する常勤医	
	54 D210-3	植込型心電図検査	90点/30分	H25.10.1		
	55 D211-3,-4	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	200点/回	H30.11.1	在宅酸素療法施行患者又は在宅酸素療法指導管理料算定要件を満たす患者もしくは本試験により算定要件を満たし在宅酸素療法を導入検討患者。年4回限度。緊急事態に即時対応可能な体制。検査結果の評価及び到達した距離、施行前後の動脈血酸素飽和度、呼吸・循環機能検査等の結果を診療録に記載	
	56 D225-4	ヘッドアップテイルト試験	1,030点/回	H25.10.1		
	57 D231-2	皮下連続式グルコース測定	700点/一連	H25.10.1	皮下グルコース測定用電極を使用した場合は特定保健医療材料が算定できる。	
	58 D244-2	補聴器適合検査	1,300点/回	H27.12.1	所定の研修を修了した常勤医、2回目以降700点	
	59 D282-3	コンタクトレンズ検査料1	200点/日	H25.5.12	外来患者に占めるコンタクトレンズ患者の割合30%未満、院内掲示	
	60 D415注2	CT透視下気管支鏡検査加算	1,000点/回	H25.5.12		

区分		名称	点数	算定開始	主な算定要件	変更・辞退理由
画像	61	E200 CT撮影	1,000点/一連	H28.4.1	64列以上マルチスライス	
	62	E200-7 大腸CT撮影加算	620点/回	H25.6.1		
	63	E200-4 冠動脈CT撮影加算	600点/回	H26.4.1		
	64	E202 MRI撮影	1,330点/一連	H25.5.12	1.5テスラ以上	
	65	E202-4 心臓MRI撮影加算	400点/回	R3.2.1		
	66	E通則4/5 画像診断管理加算2	180点/月1回	H28.4.1	画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行った場合。	
投薬	67	F100注7 F400注6 抗悪性腫瘍剤処方管理加算	70点/月	H25.5.12	許可病床数が200床以上の病院、化学療法の経験を5年以上有する専任の常勤医師が1名以上勤務	
	68	G通則 外来化学療法加算1	600点・450点/回	H25.5.12	専用の病床を有する治療室、経験を有する専任常勤看護師、専任常勤薬剤師・・・委員会の設置	
注射	69	G020 無菌製剤処理料	180点・45点・40点/日	H25.5.12	常勤薬剤師2名以上、専用の部屋(5㎡以上)、無菌室、クリーンベンチ又は安全キャビネットを配備	
	70	H001 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)	245点/単位	R1.11.1	専任常勤医師2名以上及び専従常勤理学療法士5名以上、専従作業療法士3名以上、定期カンファレンス	
リハ	71	H001-2 廃用症候群リハビリテーション料(I)	180点/単位	R1.11.1	専任常勤医師2名以上及び専従常勤理学療法士5名以上、専従作業療法士3名以上、定期カンファレンス	
	72	H002・1 運動器リハビリテーション料(I)	185点/単位	H25.5.12	専任医師及び専従理学療法士4以上、定期カンファレンス	
	73	H003・1 呼吸器リハビリテーション料(I)	175点/単位	H25.5.12	専任医師及び専従理学療法士2以上、定期カンファレンス	
	74	H004・3 摂食嚥下支援加算	200点/週	R3.10.1	摂食嚥下支援チームによる計画書の作成。内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下造影の月1回以上の実施。週1回以上のカンファレンス。	
処置	75	J017 エタノールの局所注入	1200点	H25.10.1	甲状腺治療に関し専門の知識及び5年以上の経験を有する医師がいる。カラードプラーエコー(解像度7.5MHz以上)を備えている。	
	76	J038-1 人工腎臓1	1,924点・2,084点・1,958点/回	H30.4.1	透析用監視装置26台未満、透析用監視装置1台あたりも算定患者3.5未満	
	77	J038-1注2 導入期加算1	200点	R2.4.1	導入期1月に限り1日につき加算	
		J038-1注2 導入期加算2	500点	R1.6.1	導入期1月に限り1日につき加算	R2.4.1辞退(導入期加算1へ変更)
	78	J038注9 透析液水質確保加算	10点/回	H25.5.12	月1回以上水質検査実施、水質基準を満たした透析液を常に使用	
	79	J038注10 下肢末梢動脈疾患指導管理加算	100点/月	R1.6.1	人工腎臓を実施している患者に係る下肢末梢動脈疾患の重症度を評価し、療養上必要な指導管理を行った場合	
	80	J038注13 慢性維持浸透過加算	50点/月	R2.8.1		
	81	K133-2 後縦靭帯骨化症手術(前方進入による)	78,500点	H30.9.1		
手術	82	K134-4 椎間板内酵素注入療法	5,350点	R2.5.1	10年以上経験を有する常勤医師1名以上、緊急手術体制	
	83	K190 脊髄刺激装置植込術・交換術	24,200点・16,100点	H28.2.1		
	84	K597 ペースメーカー移植術	15,060点・9,520点	H25.5.12		
	85	K597 ペースメーカー移植術(リードレスペースメーカーの場合)	9,520点	H31.4.1		
	86	K597-2 ペースメーカー交換術	4,000点	H25.5.12		
	87	K597-3 植込型心電図記録計移植術	1,260点	H25.10.1		
	88	K597-4 植込型心電図記録計摘出術	840点	H25.10.1		
	89	K600 大動脈バルーンパンピング法	8,780点・3,680点	H25.5.12		
	90	K664 胃瘻造設術	6,070点	H28.1.1		
	91	K668-2 バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術	31,710点	H30.6.1		
	92	K677 胆管悪性腫瘍手術(臍頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)	173,500点	H28.5.1		
	93	K695-2 腹腔鏡下肝切除術(部分切除及び外側区域切除)	58,680点・74,880点	H28.5.1		
	94	K700-3 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術	39,950点	H30.5.1		
	95	K702-2 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術	53,480点	H28.5.1		
	96	K721-4 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	22,040点	H25.5.12		
	97	通則5及び6に掲げる手術		H25.5.12		
	98	K548 経皮的冠動脈形成術	24,720点	H26.4.1		
	99	K549 経皮的冠動脈ステント留置術	34,380点・24,380点・21,680点	H26.4.1		
	100	K320-2 人工中耳植込術	32,140点	R1.9.1		
	101	K328 人工内耳植込術、 K328-2 植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術 K328-3	(内耳)40,810点 (移植術)10,620点 (交換術)1,840点	R1.9.1		
102	K920-2 輸血管理料Ⅱ	110点/月	H25.5.12	輸血業務全般に責任ある常勤医師配置、専任常勤臨床検査技師1以上、輸血療法委員会年6回以上、FFP/MAP比<0.25かつアルブミン/MAP比<2		
103	K920-2 輸血適正使用加算	60点/回	H25.5.12	輸血管理料2の場合		
104	K-939-3 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	450点/回	H25.5.12	人工肛門のケアに従事した経験を5年以上もち適切な研修を受けた看護師が手術を実施する医師とともに術前に実施した場合		
105	(算定要件参照) 内視鏡による縫合術・閉鎖術		R1.11.1	K520-4食道縫合術(穿孔、損傷)/K647-3内視鏡下胃、十二指腸穿孔閉鎖術/K665-2胃瘻閉鎖術/K730-3小腸瘻閉鎖術/K731-3結腸瘻閉鎖術/K777-1腎(腎盂)腸瘻閉鎖術/K792-1尿管腸瘻閉鎖術/K808-1膀胱腸瘻閉鎖術/K858-1腔腸瘻閉鎖術		
麻酔	106	L009 麻酔管理料(I)	1,050点・250点/回	H25.5.12	麻酔科標榜及び常勤医従事	
病理	107	N006注1 保険医療機関間の連携による病理診断		H30.10.1		
	108	N006注2 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製		H30.10.1		
	109	N006注5 悪性腫瘍病院組織標本加算	150点/月	H30.4.1	病理診断科標榜、病理診断を専ら担当する医師1名以上、病理標本作製及び病理診断の精度管理を行うのに十分な体制、年間剖検数・生検数が十分にあること	
歯科	110	初診料(歯科)の注1に掲げる施設基準歯科初診料	237点	H30.9.1		
	111	初診料(歯科)の注1に掲げる施設基準歯科再診料	48点	H30.9.1		
	112	クラウン・ブリッジ維持管理料	150点/装置	H25.5.12	サービス内容院内掲示、患者への案内書等の交付	
	113	歯科口腔リハビリテーション料2	150点/装置	H26.4.1		
	114	CAD/CAM冠	150点/装置	H26.4.1		

- …新規届出
- …変更等による届出
- …辞退、廃止